

令和 8 年度山鹿市ケアプランデータ連携活用促進事業補助金について

【概要】

- 令和 7 年 9 月時点の管内介護サービス事業所に対するアンケート結果から、システム導入に当たり機器整備等の費用負担がある上に、導入後のシステム利活用について、電子化に伴う抵抗があるとの意見から、市内の介護サービス事業所を運営する法人に対し、重点期間として本年度に限り補助金を交付することとなった。
- 介護現場の負担軽減及び職場環境の改善のため、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システム（以下「システム」という。）について、本市における介護サービス事業所の現在の導入率は、約 7 割であるが、活用が進んでおらず、システムの機能が生かされていないことが課題として挙げられる。

《補助要件》

- ①市内の補助対象事業所を運営していること。（令和 8 年度中に開設予定の対象事業所を含む。）
- ②事業計画承認日時点において、システムを既に登録・申込している又は登録・申込を行う予定があること。
- ③過去 5 年以内に社会福祉法、老人福祉法、介護保険法等の法律に違反していないこと。

	受付期間	事業計画承認期間	事業期間	交付申請〆切	支払い
2 次協議	9 月 2 8 日～ 1 0 月 3 0 日	1 1 月上旬～ 1 1 月中旬	事業計画承認 日以降	事業が完了した日から 起算して 3 0 日を経過 する日又は 1 2 月 2 5 日のいずれか早い日	交付決定及び 額の確定後

※予算の範囲内で交付するものとする。
※異なる介護サービスを提供していても、介護事業所番号が同じである場合は、1 つの事業所として扱い、補助金の上限額を算出する。

補助対象経費整理一覧表

補助対象事業 所種別	補助対象経費	要件等	補助上限 額	補助 率
事業計画承認 日以降、 新たにケアプラン データ連携シ ステムの登録 又は申込を予 定している 介 護サービス事 業所	①ケアプランデータ連携標準仕様に対応 した介護ソフトウェアの購入又は改修費 に必要な経費 ②システム専用のバージョンアップ等に 必要な経費 ③システム専用の情報端末の導入に要す る経費	・新規導入若しくは変更又は介護ソフトウェアの操作サポート（使用料を補助対象経費と認める。） ・Windowsのライセンス購入又はバージョンアップを行うこと。（インストール、セットアップ及び事務手数料を含む。） ・システムに連携できるハードウェアの購入（当該購入に係る補助上限額は、1台当たり10万円以内とする。）及び初期導入（インストール、セットアップ及び事務手数料を含む。）を行うこと。 ・Wi-Fi環境の整備等を補助対象経費と認める。	1事業所 当たりの 補助上限 額 20万 円	10 分の 10
既にケアプラ ンデータ連携 システムの登 録又は申込を 行っている 介 護サービス事 業所	①ケアプランデータ連携標準仕様に対応 した介護ソフトウェアの購入又は改修費 に必要な経費 ②システム専用のバージョンアップ等に 必要な経費	・新規導入若しくは変更又は介護ソフトウェアの操作サポート（使用料を補助対象経費と認める。） ・Windowsのライセンス購入又はバージョンアップを行うこと。（インストール、セットアップ及び事務手数料を含む。）	1事業所 当たりの 補助上限 額 10万 円	10 分の 10

【補助対象経費の判断について】

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」で定める機器を対象とするが、これによりがたい場合は厚生労働省に県を通して協議する必要がある。）